

6条実施パートナーシップ準備会合

ミーティングサマリー

2022年9月9日

主催：環境省、地球環境戦略研究機関

会合概要

グラスゴーで開催された国連気候変動枠組条約（United Nations Framework Convention on Climate Change、UNFCCC）の COP26 において、パリ協定第 6 条実施ガイドラインが合意された。6 条をできる限り早く実施させるためには、全てのステークホルダーが 6 条実施ガイドラインに規定されたルールを理解し具体的な取組みを促進することが重要である。

これを踏まえ、環境省は、2022 年 9 月 9 日神奈川県鎌倉市において、パリ協定第 6 条の実施に向けたパートナーシップに関する準備会合「6 条実施パートナーシップ準備会合」を開催した。同会合には、19 か国・14 機関から合計 55 名の専門家が参加し、6 条の実施に関する能力構築の取組みを共有するとともに、COP27 で立ち上げが予定されている 6 条実施パートナーシップについて、今後の連携や活動内容について議論が行われた。

同会合で得られた主なポイントは以下の通り、

- 6 条実施のための能力構築ニーズについて、特に次の 3 つが重要であること、① 6 条実施に向けて参加するための理解促進、② 6 条に基づき実施する相当調整、承認、報告等のプロセス、③ 6 条に基づく具体的な排出削減プロジェクト形成。
- 環境省が行った 6 条の実施に関する調査結果によると、6 条の能力構築支援について、支援を行う側と受ける側で地域的また国別でもギャップが生じているており、能力構築のニーズに対し、重複や競合を避けながらも、効率よく能力構築の支援が行き届くよう、各機関、国、地域アライアンスの相互の連携が重要性を増すこと。
- 能力構築支援を行っている国や機関は、その経験を通して成功失敗双方の教訓を得ており、効果的な能力構築のためにも、それらを幅広い関係者間で情報共有すべきこと。
- 民間セクターは、緩和プロジェクトへの投資機会を求めており、カーボン・ニュートラルに向けて関心を高めている。企業の投資を促進するために、6 条参加の意思、承認プロセス、透明性、炭素市場との相互運用性、説明責任、能力構築が重要であること。

全体議論において参加者からは、実施パートナーシップの立ち上げに向けた日本の取組に賛同する旨の意が示された。UNFCCC-RCC など既存の能力構築の取組とのシナジーによる効率的・効果的な支援の実現が求められており、6 条への参加や報告に関する能力構築が優先事項であることを踏まえ、次のステップとして 6 条実施への参加や報告に向けた体制整備に関する作業部会を設置し具体的方向性を探る予定である。

免責事項

主催者は、会議の客観性を確保し、包括的な要約を提供するためにあらゆる努力を払っていますが、誤りが生じる可能性があります。主催者は、この報告書の誤りについて、いかなる責任も負わない

ものとしします。また、各発表者の内容については、会議のサイトに掲載されている資料の内容をご参照ください。

1. 開会挨拶

• 環境副大臣 山田美樹

- 開会挨拶にて山田美樹環境副大臣から、パリ協定の1.5度努力目標を達成には、パリ協定第6条が重要な役割を果たすことが言及され、日本が6条ルール交渉をリードし、世界に先駆けてJCMを実施してきたことが強調された。世界の脱炭素化への貢献に向けた3つのアクションの提案があった。一つ目は、JCMパートナー国の拡大について。日本は2025年までにパートナー国を30カ国程度まで増やし、アジア開発銀行、世界銀行、国連工業開発機関などの国際機関と連携した案件形成・実施を行うこと。二つ目は、民間資金の活用促進について。民間資金を中心としたJCMプロジェクトのガイダンスを策定すること。三つ目は、市場メカニズムの世界的な拡大の貢献に向けて、環境省として、2022年2月と3月にオンライン国際会議を開催し、6条実施に向けた各国政府及びステークホルダーの体制準備や能力構築について議論するとともに、次の段階としてCOP27で6条実施パートナーシップを立ち上げること。

2. セッション1：6条能力構築の状況

• 6条の実施及び能力構築の状況について

➤ 環境省 迫口貞充

- 120以上の国が、NDCにおいて6条の活用に言及。G7やG20の気候変動・エネルギー環境大臣会合において、6条能力構築の重要性が議論されている。締約国は2024年末までに初回の隔年透明性報告書を提出することが求められており、6条への参加とその報告のため体制準備の必要がある。そのために国際的な支援が必要であり、日本は、6条の能力構築の国際的な協調を促進することを目的とし、COP27での6条実施パートナーシップの立ち上げを目指す。

• 6条能力構築の調査結果について

➤ UNFCCC事務局 ペルマル・アルムガムピライ・カリアニ

- 2022年5月、UNFCCCと地域協力センター(RCC)は、アフリカ地域、ラテンアメリカ・カリブ諸国地域、アジア太平洋地域及び中東・北アフリカ地域で、6条能力構築のニーズに関する地域対話を開催し、6条2項、6条4項、6条8項に関する幅広いニーズを特定した。また、能力構築の取り組みの優先順位と頻度を理解するため、6条能力構築ニーズに関するアンケートを行った。能力構築の取り組みは、知見開発ツールの作成、トレーニング、技術支援に分類された。特定されたニーズは、作業計画の策定やCOP27に向けた能力構築の会議のインプットとして役立てられる。

3. セッション2：6条実施の知見共有

• 国際的な連携と協力について

➤ 世界銀行 ベンカタ・ラマナ・プッティ

- 世界銀行は、2005年から、市場メカニズム準備基金 (Partnership for Market Readiness, PMR)

や進行中の市場メカニズム実施基金（Partnership for Market Implementation、PMI）といった様々なイニシアチブを通じて、炭素市場及び炭素価格にかかる能力構築を提供してきた。明確な政治的命題の重要性、広範な政策枠組み、組織の体制整備、ステークホルダーの関与、カウンターパート機関の正しい選択など、これまでの能力構築の取り組みで得られた教訓が共有された。NDCの文脈と公正な移行が考慮されるべきであることも強調された。

- **体制整備の知見共有について**

- **EU マーティン・ヘッショ**

- EUによる支援の経験に基づいた意見の共有が行われた。実践的な協力に基づいたパートナーシップの構築が必要であると強調された。EUは、6条の統合的アプローチのための資金的な援助を行っている。また、多くの失敗の経験があることも共有された。さらにプロジェクトを促進するため、6条の統合が重要であると強調した。

- **西アフリカ・アライアンス マウジャヒ・アコレデ・ワビ**

- アフリカ諸国に対して、6条協力アプローチに参加するのを支援する活動（6条準備支援計画、6条技術ワークショップなど）が紹介された。また、アフリカにおける能力構築として、ITMO承認の指針策定、6条の運用にかかる法的枠組みの確立、NDC実施計画への6条アプローチの統合、ITMOを追跡するインフラの整備が紹介された。

- **パイロットプロジェクト及び登録等も含めた国内の追跡及び記録の整備支援について**

- **国連開発計画 アレクサンドラ・ソーザー**

- UNDPの6条準備支援プログラム（1. 規制及び制度面での準備支援、2. デジタルインフラ）について説明が行われた。6条に参加する国に対しての国別登録簿には、オンラインプラットフォームの「デジタル公共財」が使用されている。さらに、ガーナにおける6条の規制及び制度の枠組みの支援を紹介し、すでに5つの新規プロジェクトが立ち上がり、事前委任状もガーナ政府から届いていることが紹介された。また、ガーナは現在初期報告書を作成中であり、近々UNFCCCに提出する予定であることが紹介された。更にバヌアツの進捗として、UNFCCCに提出する初期報告書を完成させたことと、実施が始まったエネルギーアクセスプロジェクトの最初の委任状が発行されたことが紹介された。

- **IETA アンドレア・ボンザーニ**

- IETAは、世界の250にのぼるメンバー企業を代表する機関として、6条決定に対する民間セクターの反応を説明した。民間セクターは、より安価な削減オプションにアクセスできる緩和プロジェクトへの投資機会と、カーボン・ニュートラルに向けた事業運用に関心を持っているとした。さらに、政府が6条を活用しつつNDCsを実行し、民間セクターの投資を促すことができるかについて、IETAのディスカッションペーパーを紹介した。本ペーパーでは、政府が民間部門に対して明確化すべき5つの分野として、6条参加の意思、承

認プロセス、透明性、炭素市場との相互運用性、説明責任、能力開発が挙げられている。

➤ **UNEP コペンハーゲン気候センター ミュン・キュン・リー**

- 6 条実施の支援の概要を説明。支援には、6 条協力の準備支援、炭素市場を通じた変革の促進、6 条のための持続可能な開発イニシアチブ、の 3 つの分野がある。また過去に、CDM のプログラム活動 (programme of activities、PoA) のデータベースを作成している。さらに、6 条のパイロット活動を特定し、UNEP-CCC のウェブサイトで公開できるようにデータベースを開発した。さらに、国内の MRV システムの開発と設立を支援し、政策と活動のモニタリングのための能力を開発する取り組みである「気候行動の透明性イニシアチブ(ICAT)」が紹介された。

• **6 条メカニズムのベースラインとツールについて**

➤ **Perspectives アクセル・ミカエロワ**

- 特にベースラインとツールについて、6 条メカニズムの見解が共有された。追加性を含む 6 条 4 項の原則が最初に紹介され、6 条に関する新たなイニシアチブである「6 条方法論ツール開発のための国際イニシアチブ (International Initiative for the Development of Article6 Methodology Tools、II-AMT)」が、方法論作業を促進するものの一つとして紹介された。本イニシアチブは、ドイツ、日本、スウェーデン、英国、並びに AfDB から資金提供を受けており、今後イニシアチブを深化させるため、さらなる資金提供先を模索している。現在、本イニシアチブはツール開発の第 2 フェーズにあり、COP27 までの成果物として 4 つのツールを作成することになっている。この方法論作業は、6 条 4 項監督機関、特に方法論作業部会へのインプットとなる予定である。

• **能力構築の取り組みの拡大について**

➤ **IGES 服部友彦**

- IGES は、チリ、タイ、モンゴル、並びにインドネシアと行った透明性強化のための相互学習の経験を紹介。本相互学習プログラムは、プログラム参加国が 6 条の報告書を作成できるよう、具体的な成果物の作成を目的として行われている。相互学習では、政府関係者を対象に、6 条 2 項報告に関する演習を実施し、相当調整や初期報告の理解を促している。演習を通じて特定された、6 条実施を促進するためのいくつかの課題と教訓には、理解のギャップの特定と他の国が行っている 6 条の準備の理解が含まれる。

➤ **GGGI ローナ・ヒメナ・アリスティザバル・クラヴィオ**

- GGGI は、炭素金融を通じて、支援が提供されない (unconditional) NDC を超える野心を高めることを目的に、3 つの 6 条プログラム (スウェーデンエネルギー庁から支援を受ける MATS、ノルウェー気候環境省から支援を受ける DAPA、国際気候保護イニシアチブ (International Klimate Initiative、IKI) から支援を受ける SPAR6C) のポートフォリオを管理している。MATS プログラムは、カンボジア及びネパールでは大規模パイロットプロジェ

クトの開発について、承認、移転、UNFCCC への報告などの準備支援に重点を置いた協力を行っている。6条の政策アプローチの設計においては、インドネシア、モロッコ、セネガル、ベトナムと協力している。SPAR6Cでは、コロンビア、タイ、パキスタン、ザンビアと協力し、様々なステークホルダーに対して準備のための技術的な能力支援を提供し、野心の向上と変革の促進を行っている。GGGIは、各国に合わせた解決策の必要性、現地機関や専門家との連携、継続的な支援の提供など、能力構築活動から得られた教訓を共有した。

4. まとめと今後について

➤ 環境省 重松 賢行

- 環境省は、今後のロードマップとともに6条実施パートナーシップの提案を紹介し、更に、環境省の調査に基づく6条の能力構築の現状の分析結果を共有した。110カ国が少なくとも一種類の市場メカニズムを活用するとの意思を示しており、その結果は、6条能力構築の3タイプ（6条実施への参加、報告及びプロジェクト形成）に分類された。この分析から、能力構築の活動の多くは、国際機関、国、地域のアライアンスから提供されていることが判明した。また、今後、どのようなイニシアチブや活動がより効果的に能力構築を実施するために連携できるか、精緻化できると強調した。日本は、特に2023-2024年を目標に、承認、登録、初期報告や年次情報を含む報告といった優先分野に関して、作業部会を通じて6条能力構築を実施する。

総括において、環境省国際企画官の小塚一久から、参加者から指摘のあった点が以下のようにまとめられた。

- 様々なステークホルダー間で知識を交流させることの重要性
- 補完し合うことと、6条の解釈のずれを原因とする情報の齟齬を回避するため、より深く様々なイニシアチブを繋げること。
- 能力開発イニシアチブを通じた6条の理解促進の重要性
- 作業部会の案は非常に重要であり、特に報告、相当調整、方法論を議論するサブグループが必要。
- より長期的な戦略的アプローチの検討の必要性
- 本イニシアチブが最大限の効果を発揮できるよう、UNFCCC-RCCやアライアンスのような既存の機関との調整機能が必要
- 第一フェーズにおける体制整備等のターゲット範囲の特定の必要性
- 能力構築活動を行うための地域バランスへの対策
- 6条と13条の関連性を踏まえた透明性の文脈での能力構築活動の重要性